

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第100号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第30条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、平成23年3月11日において福島復興再生特別措置法<u>第29条第1項</u>に規定する<u>避難指示区域</u>に存する住宅に居住していたことを証する書面</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第28条又は第40条</u>の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、平成23年3月11日において福島復興再生特別措置法<u>第27条</u>に規定する<u>避難指示・解除区域</u>に存する住宅に居住していたことを証する書面</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。